

平成十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四十条第一項に規定する基本計画等に関する省令

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則を次のように定める。

（基本計画の協議）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により基本計画の同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第一による協議書を、当該都道府県の区域（その区域が二以上の経済産業局（沖縄総合事務局を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の都道府県の区域。以下同じ。）を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（基本計画の変更の協議）

第二条 法第五条第一項の規定により基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村及び都道府県は、様式第二による変更協議書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第三条 法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 前号に掲げるもののほか、基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと主務大臣が認める変更

2 法第五条第二項の規定により基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする市町村及び都道府県は、様式第三による届出書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長等を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

（協議会の組織の公表）

第四条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五日以上とする。2 法第七条第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 協議会の構成員の氏名又は名称  
二 協議会の規約の内容  
3 前項の規定による公表は、市町村及び都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）  
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。

附 則（平成二〇年八月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十七号）の施行の日（平成二十年八月二十二日）から施行する。

附 則（平成二三年八月一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

附 則（平成二九年七月三十一日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。附 則（令和元年六月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一（第一条関係）

様式第一（第1条関係）
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に規定する基本計画の協議書
第 1 号
経済大臣 名
財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
市町村長の氏名
都道府県知事の氏名
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第1項の
規定に基づき、下記の協議書の提出を求めらるることを認めます。
基本計画
1. 基本計画の内容及び名称（標準名称）
(1) 名称
(2) 地域の特色（地理的状況、インフラの整備状況、産業構造、人口等の状況等）
2. 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する法律
(1) 地域経済牽引事業の名称
(2) 目的効果の目標

【目的効果の目標】
【地域経済牽引事業】
【地域経済牽引事業として認められる事業内容に関する事項】
(1) 地域の特色の目標
(2) 高付加価値の創出
(3) 地域の事業者に対する期待の経済的効果
【地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する法律】
(1) 基本計画の名称
(2) 実施決定の趣旨
(3) 基本計画の区域に存在する特産品の特定しようとする主要な産品の特長等

5 地域経済取引事業の促進に果たす役割、経済的又は社会的な観点からみた地域活性化に関する事項

(1) 地域の活性化の役割

(2) 達成の程度

①  
②  
③

6 地域経済取引事業の促進に関する制度の整備、公営サービスの民間公開の推進その他の地域経済取引事業の促進に必要な事業推進の整備に関する事項

(1) 制度

(2) 制度の整備に関する事項

(3) 制度の促進のための制度の整備（公営サービスの民間公開に関する事項）

(4) 事業者からの事業推進体制の提供への対応

(5) その他事業推進の整備に関する事項

①  
②  
③

4.4. 実施状況の概要					
事業年度	年度	年度	年度	年度	年度
(1) 計画の達成					(達成率)
(2) 地域経済取引事業の促進に資する事業の推進状況（公表サービスの民間公開）					
(3) 地域経済取引事業の促進に資する事業の推進状況（公表サービスの民間公開）					
(4) 地域経済取引事業の促進に資する事業の推進状況（公表サービスの民間公開）					
(5) その他					

7 地域経済取引事業の促進に関する事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

(2) 地域経済取引事業の促進に関する事業の内容及び実施方法

①  
②

8 地域の成長その他の地域経済取引事業の促進に資する事業

(1) 地域の成長

(2) 地域生活の安定

(3) その他

①  
②

9 地域経済取引事業の促進を促すための土地取得の促進を行う場合にあっては、その基本的な位置

(1) 計画

(2) 土地取得の促進に関する事項

(3) 土地利用の促進に関する事項

①  
②

10. 附則

(参考)  
周知の大きさ、日本標準規格A4とする。

様式第2（第2条関係）

様式第2（第2条関係）

地域経済取引事業の促進による地域の成長促進の進捗状況に関する法律に基づく国際基本計画の変更の協議書

協議内容	年	月	日
協議内容			
協議内容			
協議内容			
協議内容			

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

協定内容の記載

様式第3 (第3条第2項関係)

地域経済活性化促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
に基づき国庫基本計画の変更の理由書

年 月 日

総務大臣 氏  
財務大臣 氏  
厚生労働大臣 氏  
農林水産大臣 氏  
経済産業大臣 氏  
国土交通大臣 氏 職

内閣府の長  
官  
官  
官

年 月 日付付で国庫基本計画に基づいて、地域経済活性化促進に  
よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第3条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 変更した事項	
変 更 前	変 更 後

2. 変更の趣旨及び変更した理由

(備考)  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とす。